

報道関係者 各位

令和3年10月25日

【照会先】茨城労働局 労働基準部 監督課

監督課長 岡崎 暁

主任監察監督官 三浦 かをり

電話 029-224-6214

11月は「過労死等防止啓発月間」です ～ 過労死等防止対策推進シンポジウム・過重労働解消キャンペーンを実施 ～

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンの取組を行っています。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等防止の重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

○過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

日時：令和3年11月18日（木）13：30～15：30（受付13：00～）

会場：つくば国際会議場 多目的ホール（つくば市竹園2-20-3）

○過重労働解消キャンペーンの主な取組

1 労使の主体的な取組を促します。

茨城労働局長から、使用者団体や労働組合の代表者に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

11月2日（火）午前9時40分～ （社）茨城県経営者協会様

11月2日（火）午後1時30分～ 日本労働組合総連合会茨城県連合会様

等

2 ベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

茨城労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を、ホームページ等を通じて地域に紹介します。

訪問日時・場所

11月25日（木）午後1時30分 カゴメ(株)茨城工場様（小美玉市羽鳥2652番地）

3 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施します。

日時：令和3年11月6日（土）9：00～17：00

電話番号：0120-794-713（なくしましょう、長い残業）

取材される場合は、上記【照会先】まで事前にご連絡をお願いします。

その他の内容は裏面のとおりです。

1 労使の主体的な取組を促します（労働局長からの協力要請）

11月2日（火）午前 9時40分～ （社）茨城県経営者協会様
10時00分～ 茨城県商工会議所連合会様
10時20分～ 茨城県商工会連合会様
10時40分～ 茨城県中小企業団体中央会様
午後 1時30分～ 日本労働組合総連合会茨城県連合会様
2時15分～ 茨城県社会保険労務士会様

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

11月25日（木）午後1時30分 カゴメ(株)茨城工場様（小美玉市羽鳥 2652 番地）

～ベストプラクティス企業での働き方改革への取組状況～

年間総労働時間 1,800 時間を目標として設定。社内資格である「標準化実践技能士」による改善活動や自動化を実施するとともに、多能工化を進めて有給休暇の取得しやすい職場作りを推進しています。

また、従業員の働きやすさ・働きがいを高めるために、重筋作業や深夜業務の削減活動、及び健康増進活動の推進に取り組んでいます。

詳しくは当日お話を伺います。ぜひ取材へお越しく下さい。

3 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定します

10月31日（日）から11月6日（土）を過重労働相談受付集中週間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。また11月6日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

なくしましろう 長い残業
電話番号：0120-794-713（フリーダイヤル）

実施日時：令和3年11月6日（土）9：00～17：00

都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

《過重労働相談受付集中期間》

最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署（開庁時間 平日8：30～17：15）

労働条件相談ほっとライン【委託事業】

はい！ ろうどう
電話番号：0120-811-610（フリーダイヤル）

（相談受付時間：月～金 17：00～22：00、土日・祝日 9：00～21：00）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>



4 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（詳細は下記HPをご連絡ください。）

[専用ホームページ] <https://kajyu-kaisyuu-lec.com>

